

新型コロナウイルス感染症対策の強化と、新たな感染症への危機対応の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、短期間のうちに急速な広がりを見せ、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど、国際的な脅威となっている。そうした中、我が国においては、感染経路がわからない新たな発症例が広がり始め、国民の不安は増大する一方である。こうした不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止し、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、引き続き地方自治体と十分な連携を図り、情勢の変化を踏まえながら、総合的かつ強力な対策を講ずる必要がある。

併せて、米国のCDC（疾病予防管理センター）、NIH（国立衛生研究所）、FDA（食品医薬品局）の三つの機関の役割を一手に担い、国の安全保障の一翼を担う機関であることから国の直轄機関として維持されている国立感染症研究所の機能と体制の強化を図る必要がある。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症対策の強化とともに、今後も発生することが想定される新たな感染症への危機対応を強化するために、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 国立感染症研究所の機能と体制を確保するために定員増を図るとともに、必要な予算を確保すること。
- 2 海外からの新型コロナウイルスの侵入を防止するため、空港や港での検疫体制の強化など、一層の水際対策を徹底すること。
- 3 PCR検査態勢を抜本的に拡充するとともに、民間医療機関、自治体、大学等への支援を講じ、治療態勢を確立すること。
- 4 1800床ある指定感染症病床の提供できる病床を確保し、財政支援を行うこと。
- 5 地方の医療機関における発熱相談センターや発熱外来の整備など、円滑な医療実施のための体制整備に対する支援やマスク、防護具等の医療物資の確保を行うこと。
- 6 簡易検査キットを早期に開発し、診察・検査体制を整備すること。
- 7 ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。
- 8 正確かつ詳細な情報を迅速に提供するとともに、コールセンターを拡充するなど国民の個々の不安に丁寧に対応すること。
- 9 感染拡大や風評被害による観光関連産業や中国との取引のある企業等を含めた地域経済への影響を最小限にとどめるため、機動的に必要な対策を講ずること。
- 10 地方自治体が発行する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。
- 11 大型補正予算の編成を躊躇なく行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(令和2年3月26日 可決)

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
内閣官房長官 殿

あて

石川県野々市市議会